

松戸市農業委員会総会議事録

令和元年9月10日

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより、令和元年9月定例会を開催します。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番山口輝雄委員、議席番号5番渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申し出についてご報告いたします。

本日の傍聴はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申し出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は、第1号から第4号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から第5号までとなっておりますので、議案終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長より、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課長でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件が5件となっております。そのため、地区促進委員会議は要せず、貸付者及び借受者が協議の上、計画案を作成いたしました。

それでは、第1番から順にご説明してまいります。

議案書1ページの表1番、及び申請地につきましては、参考資料の1ページから5ページをごらんください。

対象農地の所在地は下矢切、現況地目は畑で、3筆の合計面積は2,167平方メートルでございます。

本案件の利用権の種類は、前回と同様の使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギ、キャベツを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

ただいまの農政課長の説明でよくわかりました。借受人は、私のうちの圃場の近くで耕作をしておりますので、また、再設定ということでございますので、農政課長の説明に従って私は賛成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第2番をご説明いたします。

議案書1ページの表の2番、及び申請地につきましては、議案参考資料の6ページから12ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切及び下矢切、現況地目は畑で、8筆の合計面積は3,788平方メートル、利用権の種類は前回と同様の使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者ともに、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

ただいまの1号議案の1番と同じように、農政課長の説明でよくわかりました。地域が矢切地区なので、圃場をきれいにしてありますので、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、お願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第3番をご説明いたします。

議案書2ページの表の3番、及び申請地につきましては、議案参考資料の13ページから

14ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑で、6筆の合計面積は1,040.61平方メートル、利用権の種類は前回と同様の使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の3番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

ただいまの農政課長の説明でよくわかりました。私は賛成したいと思いますので、お諮り願います。

議 長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よりお願いをいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第4番をご説明いたします。

議案書2ページの表4番、及び申請地につきましては、議案参考資料の15ページから16ページをごらんください。

対象農地の所在地は中矢切、現況地目は畑で、3筆の合計面積は1,014平方メートル、利用権の種類は前回と同様の使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ネギやキャベツを主体に

栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号の4番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、近藤委員。

近藤委員 15番、近藤です。

ただいまの農政課長の説明でよくわかりました。借受者は同じ人なので、再設定ということでわかりましたので、私は賛成したいと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、近藤委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よりお願いをいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号第5番をご説明いたします。

議案書2ページの表の5番、及び申請地につきましては、議案参考資料の17ページから18ページをごらんください。

対象農地の所在地は五香西、現況地目は畑で、面積は1,054平方メートル、利用権の種類は前回と同様に貸借権で、期間は5年の設定でございます。

また、前回の利用権設定時と同様に、本件は相続税の納税猶予の対象農地において行われる特定貸し付けとなっております。

貸付者、借受者とも、引き続き利用権の設定を希望されており、ハウレンソウを主体に栽培していく計画です。

現地を確認しましたところ、野菜畑として適正に管理されておりました。

以上、農用地利用集積計画として策定するものです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の5番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、中村委員。

中村委員 8番、中村です。

ちょっと質問なのですがけれども、この方は賃借権と話しましたね。それまでの方は使用貸借権というふうになっていきますけれども、この権利の形態の賃借権と使用貸借権の違いというか、それを簡単に、先ほど説明はされたんだと思いますけれども、もう少しわかりやすくご説明いただけますか。

農政課長 お答えいたします。

使用貸借権の場合は、金銭のやりとりというか、そういうものはございません。賃借権については、お互い同士で設定金額を設けた中での金銭のやりとりがございます。

以上でございます。

議長 長 ほかにご意見ございませんか。

山崎推進委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎です。

農政課長の説明でよくわかりました。現地も適正に管理されており、再設定ということなので賛成したいと思います。お諮り願います。

議長 長 ただいま、山崎推進委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第1審査班長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号3番、山口輝雄。

去る9月2日月曜日、議案第2号から第4号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘農業委員、中村攻農業委員、平川實推進委員、松戸英樹推進委員と私の5名により現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由などを再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容をもとに、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてをご説明します。

議案書の3ページをごらんください。

議案参考資料については、19ページから20ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料19ページの地図に示すところでございます。

申請地の面積は753平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、申請地の近くに自作地があるためです。譲渡人の申請理由は、経営規模を縮小するためです。

譲受人は後継者も認定農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

譲受人の経営面積は、田が2,033平方メートル、畑が1万867平方メートル、合計で1万2,900平方メートルであり、今回の申請地753平方メートルを合わせて1万3,653平方メートルとなり、許可条件である50アールを超えています。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族4人で1,040日であり、同じく許可条

件である従事日数150日を超えています。

譲受人が所有する農機具については、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴2台、貨物自動車2台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギ、エダマメ、トウモロコシの栽培を行う予定で、支障ないと思われま

す。以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できると、これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、山口座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡辺委員。

渡辺推進委員 推進委員の渡辺です。

この権利者は地元では信頼があり、また、後継者もいるということです。座長の説明で、またよくわかりました。賛成したいと思えます。お諮り願います。

議 長 ただいま、渡辺委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請をご説明します。

議案書の5ページをごらんください。

議案参考資料については21ページから28ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料21ページの地図に示すところでございます。

申請の理由ですが、申請地東側の住宅に住んでおりますが、老朽化による建替えに伴い、申請地を敷地拡張し、転用するためです。

施設の概要ですが、既存宅地の敷地拡張用地です。

整地については、碎石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

他法令については、該当する法律はございません。

費用については、農家分家住宅建築費用の中で行うことで、全額借入金で賄うとのことから、金融機関からの融資証明を確認いたしました。

申請人所有地に碎石されていた箇所と自宅通路部分が舗装されていたため、農地法違反であることを指摘するとともに経過説明書の提出を求め、これを受理しておりますので、ご報告します。

農地区分については、集団的に存在している農地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある優良な農地であるため、第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可となりますが、不許可の例外、農地法施行規則第35条5号の既存施設の拡張に当たると判断しました。

以上、議案第3号について説明いたしましたが、審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第1種農地であります。既存施設が1,457平方メートル、拡張が146.33平方メートルであり、既存面積に占める割合が10%と、2分の1以内であることから、不許可例外、農地法施行規則第35条5号に該当するため、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま、山口座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小幡委員。

小幡推進委員 推進委員の小幡です。

申請人の自宅は畑の真ん中にあるような形で、もともと昔から住んでいまして、公共の道路に面していなくて、畑の中を通るような形で出入りしていた感じで昔から使っていて、そのころはこういう許可が要らなかった時代だと思うので、今後こういうことも、ほかのうちでも結構あるんですけども、こういう事案が出ましたので、昔から使っている道路なので許可していただきたいと、座長の意見に賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、小幡委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の7ページをごらんください。

議案参考資料については29ページから34ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料29ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は使用貸借権設定です。

申請の理由ですが、市内に居住している父所有の土地を借り受け、農家分家住宅を建築するためです。

施設の概要ですが、木造2階建て、延べ床面積110.5平方メートル専用住宅で、通路は既存のものを使用し、一部新設する箇所がございます。

整地については、通路部分の一部に砕石舗装を行います。

排水については、雨水は浸透ますを設置し、敷地内処理を行います。汚水は合併浄化槽を設置し、処理後、水路へ放流します。

被害防除については、北側にはコンクリートブロックにフェンスを設置します。

費用については、全額借入金で賄うとのことから、金融機関からの融資証明を確認いたしました。

他法令については、都市計画法43条該当しますが、8月19日付で事前協議が済んでおります。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地などであることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号の1番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、山口座長より申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、小幡委員。

小幡推進委員 推進委員の小幡です。

先ほどの申請者の息子さんの住宅を建てるための道路だと思いますので、もともと使っていた道路なんですけれども、出入り口として。賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、小幡委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、議案第4号の2番について、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号の2番についてご説明します。

議案書の8ページをごらんください。

議案参考資料については35ページから39ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料35ページの地図に示すところがございます。

権利の形態は売買に伴う所有権移転です。

申請の理由ですが、申請人は現在、土木工事及び建築解体業を営んでおりますが、既存の資材置き場付近で駐車場用地が見つかったため、申請地を取得し、社用車の駐車場として利用するためです。

施設の概要ですが、2トンダンプ4台の駐車場用地です。

整地については、砕石舗装を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、既存パイプフェンス及び新設単管パイプを設置します。

申請地前の道路は狭いため、道路の中心から2メートル後退し、北東の角地に隅切りを設けます。また、駐車場までの通行においては低速で走行し、周辺に迷惑をかけないよう指導を徹底し、問題が発生した場合は、速やかに真摯に対応すると報告を受けております。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、金融機関からの残高証明を確認しました。

他法令については、文化財法護法が該当しますが、盛土造成地のため、文化財に影響がないとのことです。

農地区分については、申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第4号の2番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議

の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、山口座長より議案第4号の2番についての内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅委員。

湯浅推進委員 推進委員の湯浅です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、湯浅委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の2番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、議案第4号の3番について、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号の3番についてご説明します。

議案書の8ページをごらんください。

議案参考資料については40ページから44ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料40ページの地図に示すところでございます。

権利の形態は貸借権設定です。

申請の理由ですが、申請人は現在、運送業を営んでおりますが、既存のトラック置き場の移設を計画していたところ、既存の資材置き場近くに土地が見つかり、申請地を借り受け、駐車場として使用するためです。

施設の概要ですが、4トントラック6台と普通車5台の駐車場用地です。

整地については、砕石舗装を行います。

県道側の入り口部分は、縁石の切り下げ工事を行います。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、のり面上部には90センチの新設L形コンクリート土どめを設置し、20センチ地上に出します。のり面下部には高さ30センチの強化プラスチック土どめを設置します。のり面に雑草などが生えた場合は、譲受人が管理するとのことです。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、金融機関からの残高証明を確認しました。

他法令については、道路法が該当し、千葉県から承認を受けているとのことです。

農地区分については、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地などであることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第4号の3番について説明いたしました。審査会では、現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、山口座長より議案第4号の3番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、戸張委員。

戸張委員 14番、戸張です。

ただいまの座長の説明でよくわかりました。私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、戸張委員より審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の3番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きますして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書9ページ、報告事項1から、21ページ、報告事項5について、ご報告させていただきます。

まず、報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、9ページから10ページまでの記載のとおり、田が1件、1,593平方メートル、畑が7件、1,348平方メートル、合計で8件、2,941平方メートルを受理いたしました。

次に、11ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11ページから15ページまでの記載のとおり、田が8件、4,358平方メートル、畑が25件、1万1,312平方メートル、合計33件で、1万5,670平方メートルを受理いたしました。

次に、17ページ、報告事項3、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、記載のとおり法務局から1件の照会があり、非農地回答いたしました。

次に、19ページ、報告事項4、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書3件を交付いたしました。

次に、21ページ、報告事項5、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買い取り申し出事由が1件、死亡による買い取り申し出事由が1件、合計2件の証明書を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和元年9月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時49分